

告 示

埼玉県告示第二百七十九号

平成二十五年埼玉県告示第四百六十七号（埼玉県の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和六年三月二十二日

埼玉県知事 大 野 元 裕

収納代理金融機関の表みずほ信託銀行株式会社の項中「東京都中央区八重洲一丁目二番一号」を「東京都千代田区丸の内一丁目三番三号」に改める。